

申請に対する処分

処分名	就学すべき学校の変更許可
根拠法令	奄美市立学校管理規則第6条
所管課	教育委員会学校教育課

1 審査基準

奄美市に保護者が居住している就学予定者，児童生徒等

申請の方法

「指定学校変更申立書」(奄美市立学校管理規則第6条2に規定)と「必要な関係書類」を提出する。

指定学校変更申立認可事項

区分	種類	認可事項	添付書類	認可期限
1	最終学年	小学校5, 6年生, 中学校1, 2, 3年生で学年途中で転居し, 通学に支障のない場合		卒業まで
2	学期途中	学期途中で転居し, 通学に支障のない場合		学期末まで
3	転居予定	住宅の新築, 改築又は転居予定のため, 事前に転居先の学校に通学する場合	建築確認書 売買契約書 賃貸借契約書	学期間程度
4	帰宅時 保護者不在	保護者が共働きのため, 下校後家庭に保護監督者がいない 小学校4年生までの児童の場合	保護者の勤務証明書 預かり先証明書	4年生まで
5	特別支援学級	指定学校に特別支援学級がなく, 最寄りの学校の特別支援学級に通学する場合		卒業まで
6	身体的理由	身体虚弱により, 指定学校への通学が困難な場合	医師の診断書 必要な書類	1年更新
7	特殊事情	その他, 不登校やいじめ, 規制緩和等やむを得ない事情がある場合	必要な書類	その期間

2 標準処理時間

5日